

口吉川地区市政懇談会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月14日（水）
午後7時30分～午後9時10分
- 2 場 所 口吉川町公民館 大会議室
- 3 参加者 口吉川地区 14人
市 22人（市長、副市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、議会事務局長、消防長、教育総務部長、教育振興部長、企画政策課長、財政課長、生活環境課長、商工振興課長、農業振興課長、交通政策課長、生涯学習課長）
オブザーバー 6人
傍聴者 2人

4 内 容

(1) 地区からの意見・提言及び市からの回答
別紙のとおり

(2) 意見交換

ア 口吉川テレビ共同受信施設の存続等について

【口吉川地区】

施設の老朽化等に伴う、修繕工事等に多大な経費が発生している。また、テレビ組合から脱会者が増加すれば、施設を撤去せざるを得ない状況になると考えている。その場合、市として維持管理費の助成及び撤去費用の支援は可能か。

【総合政策部長】

すでに自己資金で施設を撤去し、解散されたテレビ組合との公平性の問題などもあり、市として口吉川地区のテレビ組合に対する撤去費用の支援は難しいため、ご理解いただきたい。市としては、全国的な課題と考えており、撤去費用などの補助制度創設の要望を国、県へ引き続き行っていく。

【口吉川地区】

過去に補助していない組合との公平性の観点から支援できないということは、すでに自己負担で実施した事業に対する新規事業はないという事になってしまう。理由として理解

できない。

なお、地域としても、知恵をしぼり、加入者を維持していくことが大事だと考えているので、今後もよろしくお願ひしたい。

【市長】

全国的に口吉川地区と同様の課題を抱えている地域がある。すでに解散されたテレビ組合との公平性の問題もあるが、引き続き、国へ支援を要望し、国の動向、支援がどのようなかを見極め、市がどのような支援ができるか検討する。今後も地域と一緒に考えていくので、ご理解いただきたい。

イ 口吉川町の活性化に向けた取り組みについて

【口吉川地区】

「人・農地プラン」など、農業支援だけでは、地域の活性化につながらない。そこでミニ道の駅（交流の場）を設置することにより、地元の方の憩いの場、情報交換の場、将来的にはこども食堂など、地域の活性化につながると考えている。

【産業振興部長】

地元の憩いの場ということならば、まずは公民館の活用を考えていただきたい。吉川地区の山田錦の館は、地域の取り組みの盛り上がりから設置できたもので、口吉川地区においても、地域の活性化のため、地域でどのような取り組みができるかを考えていただきたい。

【口吉川地区】

場所等諸課題も多々あると思うが、前向きに検討していただきたい。

【口吉川地区】

口吉川地域は、農業を含め、本当にいい田舎で、いい場所であるというアピールをお願いしたい。また、農業において、後継者がいなく、担い手がない。他市では、市の職員が農業に従事しており、いいシステムだと考える。口吉川地域を活性化するには農業しかないと考えている。

【口吉川地区】

現在の「人・農地プラン」は、集積化などを実施すると補助金がでるが、小さな農家など弱者は切り捨てられていると

感じている。この「人・農地プラン」が全てを解決できると思って進めていると感じているが、本当にこれで担い手不足の解消、後継者問題の解決につながると考えているのか。

【産業振興部長】

当然、「人・農地プラン」の策定のみで全ての問題を解決できるとは考えていない。地域に認定農業者がおり、その方が中心的な後継者、担い手となるような地域もあるが、高齢になり、農業をやめた時に、後継者、担い手がいないという問題が残る。そのため、農地を集約化し、新たな担い手に任せるとは大事なことと考えている。口吉川地域の中で、解決できない場合、農地バンクがある。農地バンクを利用すると、誰が新たな担い手となるか分からないという課題もあるが、農地を保全していくため必要であり、地域としても、地域外からの新たな担い手が入ってくるための土壌作りも必要ではないかと考えている。

【市長】

地域において、こういった施設が必要であるなど、具体的な案があれば、市として積極的に議論に参加させていただきたい。また、三木市は非常に都市部に近い田舎であり、まだまだ発展していくと考えている。山田錦やぶどうなど、この地域の素晴らしい生産物を、これからも積極的にPRしていく。

【口吉川地区】

「人・農地プラン」策定については、具体的な取り組みを含め、市に策定の支援をお願いしたい。また、JA や関係機関とも連携することだが、認定や料金のことなど、農業者にとって厳しい状況である。もう少し農業者にやさしい状況にさせていただきたい。

【産業振興部長】

「人・農地プラン」策定については、地域が中心となり話し合っただくことには変わらないが、市としても、各地区の農会に説明に入り、推進していきたいと考えている。地域の話し合いの場には、国の想定ではあるが、JA も含めて話し合いを進めることとなっている。また、「人・農地プラン」は各地区で策定していただくが、2、3地区が集まり策定す

ることも可能である。そういうことも含め説明させていただき、協力していきたいと考えている。

【市長】

「人・農地プラン」について、市としても積極的に推進する。そのため、元県職員が現在、週1回来ていただいている。これをもう一人増員できないかお願いしており、市としても協力していきたい。また、JAについては、市よりも組合員である皆様から訴えていただく方がより伝わると考える。

ウ 買い物支援への継続的な取り組みについて

【口吉川地区】

ふれあいバスの運行範囲拡大について、引き続きのお願いである。民間のバス路線の利用をお願いしたいと市は回答するものの、路線バスの運行ルートにはない、例えば、フレッシュバザールが出来れば、そこへ行きたいなど住民の声が多く寄せられている。自由が丘地区のふれあいバスは、路線バス道でも、恵比須方面に運行しており、恵比須のマックスバリュに買い物に行くことができる。口吉川地区でも自由が丘地区と同様に路線バスとのルールを変更することはできないのか。また、吉川地区で実施しているデマンド交通を口吉川地区でも実施できないか。

【都市整備部長】

市としては、地域と地域を結ぶ公共交通は今後とも守っていかなくてはならないと考えている。バス事業者の話として、地区により例外的な取り扱いが難しいということは、以前からお伝えしている。しかしながら、市としてもこのままの状況にしておくのではなく、ふれあいバスの運行範囲拡大など、口吉川ふれあいバス協議会と運行における条件や制約を確認したうえで、地域の皆様と一緒に検討していく。その結果をもって、今後もバス事業者と協議を重ねていく予定である。

【交通政策課長】

自由が丘地区のふれあいバスについては、西、東ルートがあり、西ルートは志染駅から自由が丘本町を通り、最終、恵比須駅に行くルートとなっている。これは、自由が丘地区外となるが、自由が丘本町付近を通る路線バスのルートがない

ということで、バス事業者と協議を行い、ふれあいバスが恵比須駅まで行けるようになったものである。

【市長】

市としても口吉川地区にデマンド交通を広げたいと考えている。デマンド交通については、ふれあいバスとの調整もあるので、必要に応じ、交通政策課も入り地域の皆様と一緒に検討する場を持ちたいと考えている。

【口吉川地区】

口吉川地区には、食料品等を買う場もコンビニも無い状況である。市も継続的に民間企業等の誘致の働きかけをして頂いていると理解している。小規模でもかまわないので買い物ができる施設の誘致に希望を持っているが、いかがか。

【産業振興部長】

出店等については、民間企業であるので当然、その商圈の判断や、その他様々難しいこともあると考えるが、市として出来る限り出店に向け、継続的に働きかけを行う。

エ 公民館への自動販売機の設置について

【口吉川地区】

現在、自動販売機を設置するために、設置料が 18,600 円、そして電気代が概算で 66,000 円と聞いている。一定の売り上げがないと、また撤退ということになる。そこで、設置料等のルールは決まっているのは理解しているが、なんとか自動販売機が存続できるよう設置料等の減免の措置はできないか。

【総務部長】

現時点で、設置料等の減免はできない。自動販売機の事業者に聞くところによると、設置料等を減免したとしても、一定の売り上げが無ければ、撤退はやむを得ないとのことである。市としても、自動販売機の存続のため、公募の仕方などを考えている。いずれにしても、地域の皆様にご購入いただくことが、存続につながると考えている。

【口吉川地区】

自動販売機を継続して設置するには、利用者の積極的な購入が必要であると認識している。継続するには、1ヶ月あた

りの売上本数が150本ほどと聞いている。しかしながら、口吉川公民館の立地条件やコロナ禍による利用者の減少により売り上げには限界があると考えます。過去にも自販機を設置していたが、売り上げ状況等により撤去となった経緯がある。そこで、売上本数等により撤去する事なく継続設置してもらえよう、減免以外で自動販売機を維持する方法があれば教えていただきたい。

【総務部長】

減免以外ということだが、やはり売り上げがあれば、事業者は継続して設置するので、地域の皆様に買っていただくことが一番の方法であると考えます。もし、また撤退ということになった場合には、市として次の事業者を設置していただくため対応していくので、地域の皆様のご利用をお願いします。

オ 口吉川地区内主要道路への街灯の増設整備について

【口吉川地区】

主要幹線道路（県道20号・144号）の街灯について、神戸市や加東市から三木市へ帰ってくると暗い。各市において一定のルールに基づき主要幹線道路の街灯整備を実施しているならば、三木市としてどのようなルールに基づき整備しているのか教えていただきたい。また、各地区内の街灯設置（防犯灯含む）について、各自治会の申請により設置していると理解しているが、そうであると、積極的に設置している自治会と、そうでない自治会によって、地域間で差が生じる。主要幹線道路については、一定の照度を保つためにも、各自治会任せではなく、市として取り組んでいただきたい。

【副市長】

県道の道路照明については、県が一律の基準に基づき道路照明を設置しているので、市境で基準が変わることはない。しかし、地域の皆様がよく歩く場所で道路が暗いという話があるのであれば、道路管理者と協議することは可能である。主要幹線道路（県道20号・144号）の明るさについては、県の管理になるが、暗くて危険な箇所があるのならば、市の都市整備部が担当となり、兵庫県加東土木事務所に協議させていただきます。

【市民生活部長】

防犯灯などの未設置の箇所については、区長協議会の方で、具体的な場所を示していただければ、相談させていただきます。

【口吉川地区】

防犯灯について、市の補助で LED に交換しているが、蛍光灯の付け替えについて、補助はでないのか。

【生活環境課長】

市では、補助を受けて設置した防犯灯について、蛍光灯から LED 灯にする場合であれば、補助をしている。市として蛍光灯より長寿命である LED 灯を推奨している。

【口吉川地区】

市管理の防犯灯の設置は主要道路のみが対象か。その他の道路も要望を提出すれば設置していただけるのか。

【生活環境課長】

設置の必要性については、市で検討する。市が設置する条件として、村境、自治会と自治会の間であり、夜間の利用実態がある、自治会の境界付近に住宅がないなど、その場所の必要性について市が調査し、設置が必要であると判断したら、市で設置する。